

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(基準価格)</p> <p>第14条 契約担当者は、工事に係る入札における基準価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の<u>110</u>を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(基準価格)</p> <p>第14条 契約担当者は、工事に係る入札における基準価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の<u>108</u>を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p>
<p>第15条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。</p> <p>附 則 (平成23年7月14日)</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日 (次項において「施行日」という。) か</p>	<p>第15条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。</p> <p>3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。</p> <p>附 則 (平成23年7月14日)</p> <p>1 この要領は、平成23年7月15日 (次項において「施行日」という。) か</p>

ら施行する。

- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

ら施行する。

- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。